附件2

重点管控新污染物清单(2022 年版)

No.	新污染物名称	CAS 号	主要環境リスク管理措置
1	(PFOS 类) パーフルオロ	例如:	(1) 製造禁止。
	オクタンスルホン酸および	1763-23-1 : Perfluoro(octane-1-sulfonic acid)	(2)加工及び使用を禁止します(以下*の用途を除く)。
	その塩ならびにパーフルオ	307-35-7 : Perfluorooctane-1-sulfonyl fluoride	* 泡消火剤の製造のため(この使用の免除期間は 2023 年 12 月 31 日に終了します)。
	ロオクタンスルホニルフル	2795-39-3 : Potassium perfluorooctane-1-sulfonate	(3) 泡消火剤の製造に使用する企業は、法律に従って強制的な製
	オリド	29457-72-5 : Lithium perfluorooctane-1-sulfonate	造監査を実施しなければならない。
	Perfluorooctane sulfonic	29081-56-9 : Ammonium perfluorooctane-1-sulfonate	(4) パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、パーフルオロ
	acid and its salts and	70225-14-8 : Compound of 2,2'-iminodiethanol and perfluorooctane-	オクタンスルホニルフルオライドを輸出入する場合は、有害 化学物質の輸入(輸出) に関する環境管理届出書の手続きが必
	perfluorooctane sulfonyl	1-sulfonic acid (1:1)	要。(2024年1月1日から、輸出入が禁止される)
	fluoride	56773-42-3 : Tetraethylammonium perfluorooctane-1-sulfonate	・・・その他、省略
		251099-16-8: Didecan-1-yl(dimethyl)ammonium perfluorooctane-1-	
		sulfonate	
2	パーフルオロオクタン酸、	_	(1) 新たな PFOA 生産工場の建設を禁止する。
	その塩および関連化合物		(2) 製造、加工、使用を禁止(以下*の用途を除く)。
	(PFOA 类)		* 半導体製造におけるフォトリソグラフィまたはエッチング
	Perfluorooctanoic acid, its		プロセス、 フィルム用写真コーティング。等 (3) 上記の目的で PFOA を使用する企業は、法に従って強制的
	salts and related compounds		な製造監査を実施しなければならない。
	saits and related compounds		· · · 以下省略
3	デカブロモジフェニルエー	1163-19-5: Decabromodiphenyl ether	(1) 製造・加工用途を禁止する(以下*の用途を除く)。
	テル		* 難燃性を要求される繊維製品(衣類及び玩具を除く)等;
	Decabromodiphenyl ether		(2) 上記の目的でデカブロモジフェニルエーテルを使用する企業
	2 coasiomoaipiiciiyi caici		は、法律に従って強制的な製造監査を実施しなければならな
			い。 ・・・以下省略
4	短鎖塩素化パラフィン	例如:	(1) 製造・加工用途を禁止(以下*の用途を除く)。
			*天然ゴムおよび合成ゴム産業でコンベヤベルトの製造に
	short chain chlorinated	85535-84-8 : Chloroalkanes(C=10-13)	使用される添加剤等;(但し、上記用途の免除期間は 2023 年

5	paraffin ヘキサクロロブタジエン Hexachlorobutadiene	68920-70-7 : Chloroalkanes(C=6-18) 71011-12-6 : Chloroalkanes(C=12-13) 85536-22-7 : Chloroalkanes(C=12-14) 85681-73-8 : Chloroalkanes(C=10-14) 108171-26-2 : Alkanes, C10-12, chloro 87-68-3 : Perchlorobuta-1,3-diene	12月31日で終了する) (2) 上記の目的で短鎖塩素化パラフィンを使用する企業は、法律に従って強制的な製造監査を実施する。 (3) 短鎖塩素化パラフィンの輸出入については、毒物類の輸入(輸出)に関する環境管理届出書の処理を行う。 2024年1月1日から、輸出入が禁止される。 ・・・以下省略 (1) 製造、加工、使用、輸出入を禁止。 (2) ヘキサクロロブタジエン使用企業は、「石油化学工業汚染物質排出基準」(GB 31571)に従って排出すること。 (3) 既に使用が禁止されている、又は所有者が廃棄宣言した、又は関連部門によって没収・受領され「有害廃棄物目録」又は有害廃棄物識別基準により有害廃棄物と判定された場合、有害廃棄物に準じた環境管理を実施する。 ・・・その他省略 (1) 製造、加工、使用、輸出入を禁止する。
	びにその塩及びエステル Pentachlorophenol and its salts and esters	131-52-2 : Sodium Pentachlorophenate 27735-64-4 : Sodium pentachlorophenolate monohydrate 3772-94-9 : Pentachlorophenyl laurate 1825-21-4 : pentachloroanisole	 (2) ベンタクロロフェノール及びその塩、エステルであって、既に使用が禁止されている、又は所有者が廃棄を宣言した物、又は関連部門によって没収・受領され破棄する必要があるもので「国家有害廃棄物リスト」又は有害廃棄物識別基準により有害廃棄物と判断された場合は、有害廃棄物に準じた環境管理を実施しなければならない。 (3) 土壌汚染防止法に従って、関連部署が管理し、漏洩、紛失、飛散を防止し、自己管理計画を策定し、監視データを生態環境部門に報告する。
7	ケルセン 2,2,2-Trichloro-1,1-bis(4- chlorophenyl) ethanol	115-32-2:ケルセン(2,2,2-Trichloro-1,1-bis(4-chlorophenyl)ethanol) 10606-46-9:2,2,2-Trichloro-1-(2-chlorophenyl)-1-(4-chlorophenyl) ethanol	(1) 製造、加工、使用、輸出入を禁止する。(2) 使用が禁止されている、又は所有者が廃棄宣言したケルセン、 又は関連部門によって没収・受領され「有害廃棄物目録」又 は有害廃棄物識別基準により有害廃棄物と判定された場合、 有害廃棄物に準じた環境管理を実施する。
8	パーフルオロヘキシルスル ホン酸、その塩および関連 化合物(PFHxS 类) Perfluorohexylsulfonic acid,		(1) 製造、加工、使用、輸出入を禁止する。(2) パーフルオロヘキシルスルホン酸、及びその塩及び関連化合物で、使用が禁止されているか、又は所有者が廃棄宣言した、又は関連部門によって没収・受領され「有害廃棄物目録」又は有害廃棄物識別基準により有害廃棄物と判定された場合、

	its salts and related		有害廃棄物に準じた環境管理を実施する。
9	compounds クローンとそのシスおよび トランス異性体 clones and their cis and trans isomers	13560-89-9 : Dodecachlorododecahydrodimethanodibenzocyclooctane 135821-03-3 : 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18- Dodecachloropentacyclo[12.2.1.16,9.02,13.05,10]octadeca- 7,15-diene ("Dechlorane Plus"TM) 135821-74-8 : 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18- Dodecachloropentacyclo[12.2.1.16,9.02,13.05,10]octadeca- 7,15-diene ("Dechlorane Plus"TM)	(1) 2024 年 1 月 1 日以降、製造、加工、使用、輸出入を禁止する。 (2) クローン及びそのシス異性体及びトランス異性体であって、使用が禁止されているか、又は所有者が廃棄宣言した、又は関連部門によって没収・受領され「有害廃棄物目録」又は有害廃棄物識別基準により有害廃棄物と判定された場合、有害廃棄物に準じた環境管理を実施する。
10	ジクロロメタン Dichloromethane	75-09-2 : Dichloromethane	(1) ジクロロメタンを含む塗料剥離剤の製造禁止。 (2)「化粧品の衛生基準」(GB7916)に基づき、化粧品中の最大許容 濃度は 35%(1,1,1-トリクロロエタンと混合した場合、合計濃度が 35%を超えないこと)であり、最大不純物含有量は 0.2%です。 (3)「洗浄剤中の揮発性有機化合物の限度」(GB38508)にり、水系洗浄剤、半水系洗浄剤、有機溶剤系洗浄剤中のジクロロメタン、クロロホルム、トリクロロエチレン、四塩化炭素の総合計量は、其々 0.5%、2%、及び 20% を超えてはならない。 (4)「石油化学工業汚染物質排出基準」(GB 31571)、「合成樹脂工業汚染物質排出基準」(GB 31572)、「化学合成製薬工業水質汚染物質排出基準」(GB 21904)を準拠する。 (5)「中華人民共和国大気汚染防止法」を遵守する。 (6)「中華人民共和国水質汚濁防止法」を遵守する。 (7)「土壌汚染防止及び管理法」を遵守する。 (8) 土壌汚染のリスク管理と制御基準を厳格に実施する。
11	クロロホルム Chloroform	67-66-3: Chloroform	 (1) クロロホルムを含む塗料剥離剤の製造禁止。 (2)「洗浄剤中の揮発性有機化合物の限度」(GB38508)により、水系洗浄剤、半水系洗浄剤、有機溶剤系洗浄剤中のジクロロメタン、クロロホルム、トリクロロエチレン、四塩化炭素の総合計量は、其々 0.5%、2%、及び 20% を超えてはならない。 (3)「石油化学工業汚染物質排出基準」(GB31571)、及びその他

12	ノニルフェノール Nonylphenol	25154-52-3 : Nonylphenol 84852-15-3 : Branched 4-nonylphenol	のクロロホルム排出規制要件に従う。 (4) <<大気汚染防止法>>を遵守する (5) <<水質汚濁防止法>>を遵守する。 (6) <<土壌汚染防止法>>を遵守する。 (1) 農薬製品の製造に於いて、ノニルフェノールを補助剤として使用することを禁止する。 (2) ノニルフェノールを使用してノニルフェノールポリオキシエ
13	抗生物質 Antibiotic	_	チレンエーテルを製造することを禁止する。 (1) 小売薬局に於ける処方箋付き抗菌薬の販売の厳格な実施、獣 医処方箋での動物用抗生物質の販売と使用を促進 (2) 残留抗生物質の環境管理は、有害廃棄物に準じて行う。 (3) 「発酵製薬産業の水質汚染物質排出基準」(GB 21903) の排 出管理要件を厳密に実施する。
14	段階的廃止: ヘキサブロモシクロドデカン、クロルダン、マイレックス、 ヘキサクロロベンゼン、 DDT、α-HCH、β-HCH、 リンデン、工業用エンドス ルファンおよび関連異性 体、PCB	以下の物質を段階的に廃止する: ヘキサブロモシクロドデカン、クロルダン、マイレックス、 ヘキサクロロベンゼン、DDT、α-HCH、β-HCH、 リンデン、工業用エンドスルファンおよび関連異性体、PCB	継続施行: (1) 製造、加工、使用、輸出入を禁止する。 (2) 使用が禁止されているか、又は所有者が廃棄宣言した、又は関連部門によって没収・受領され「有害廃棄物目録」又は有害廃棄物識別基準により有害廃棄物と判定された場合、有害廃棄物に準じた環境管理を実施する。 (3) 土壌汚染リスク管理基準に含まれている場合は、土壌汚染リスク管理基準を厳格に実施する。